

2012年
4月から

外来での高額な窓口支払いが 軽くなります

入院の場合、医療費が高額になっても「限度額適用認定証」を提示すれば、窓口での支払いが自己負担限度額までにおさえられる制度があります。この4月からは外来でも利用できるようになりました。

◎「限度額適用認定証」の利用のしかた

健保組合に「限度額適用認定証」を事前に申請。

交付された「限度額適用認定証」を病院や薬局などに提示。

軽減された医療費（自己負担限度額）を支払う。

「認定証」の提示で窓口負担はこの金額までになります

年齢	所得区分	1カ月の自己負担限度額	窓口に表示するもの
70歳未満	上位所得者 ※標準報酬月額53万円以上	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	「限度額適用認定証」
	一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
	市町村民税非課税者	35,400円	「限度額適用・標準負担額減額認定証」

※世帯合算の特例、多数該当の特例、特定疾病の特例等の軽減措置があります。

※70歳以上の方の自己負担限度額は別に設定され、計算方法も異なります。

【注意】70～74歳の「現役並み所得」「一般」区分の方は、限度額適用認定証は必要なく、従来どおり高齢受給者証を窓口でご提示ください。

70～74歳の非課税世帯等の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前申請してください。

公告

第164号 健康保険料率及び介護保険料率の改正について

当組合の健康保険料率を1,000分の72から1,000分の84に改正し、介護保険料率を1,000分の11から1,000分の17に改正する。

平成24年3月1日（平成24年3月分保険料、ただし、法第37条の規定による被保険者については、平成24年4月分保険料）から改正するものであります。

1. 健康保険料率の変更について

当組合の健康保険料率が下記のように変更になります。

		一般保険料率	調整保険料率	合計
変更前	被保険者	35.310/1,000	0.690/1,000	36.000/1,000
	事業主	35.310/1,000	0.690/1,000	36.000/1,000
	合計	70.620/1,000	1.380/1,000	72.000/1,000
変更後	被保険者	41.290/1,000	0.710/1,000	42.000/1,000
	事業主	41.290/1,000	0.710/1,000	42.000/1,000
	合計	82.580/1,000	1.420/1,000	84.000/1,000

2. 介護保険料率が右記のように変更になります

	被保険者	5.500/1,000	変更後	被保険者	8.500/1,000
変更前	事業主	5.500/1,000		事業主	8.500/1,000
	合計	11.000/1,000		合計	17.000/1,000

公告

第165号 任意継続被保険者の新年度保険料について






健康保険法第3条第4項ただし書きの規定による健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記のとおり公告します。

平成24年度の任意継続被保険者の平均標準報酬月額が320,000円で、保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	320,000円
健康保険料月額	320,000円 × 84/1,000 = 26,880円
介護保険料月額	320,000円 × 17/1,000 = 5,440円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べいずれか低い方の額を適用します。

適用期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

事業概要 (平成24年2月末現在)		被保険者数		被扶養者数	
事業所数 	7事業所		男 1,539人		1,072人
			女 586人		1人当たり扶養率 0.50人
			計 2,125人		
			平均標準報酬月額	男 356,121円	
			女 265,894円		
			平均 331,240円		

【お知らせ】「健保だより」は次号（2012年7月発行）からWeb化する予定です。